

平成17年4月1日

17規程第55号

改正 平成27年4月1日 27規程第24号

(総則)

第1条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に勤務する職員の懲戒については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所等職員就業規則及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所就業規則（「以下「就業規則」という。）によるほか、この規程に定めるところによる。

(懲戒の原則)

第2条 職員は運営会議の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 懲戒処分は、同一の行為に対して、重ねて行うことはできない。

3 懲戒処分は、同じ程度に違反した行為に対して、就業規則に掲げる懲戒の種類、程度が異なってはならない。

(懲戒処分の量定)

第3条 懲戒処分の量定（以下「処分量定」という。）の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮のうえ決定するものとする。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の程度

(3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係

(4) 他の職員及び社会に与える影響

(5) 過去の非違行為の有無

(6) その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応

2 処分量定については、「懲戒処分の指針について」（平成12年3月31日人事院事務総長通知）に準じて決定するものとする。

(審査の申立て等)

第4条 医薬基盤研究所長、政策・倫理研究室長、部長又はセンター長（以下「部長等」という。）は、所属する職員に係る審査事案が発生したときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、処分の検討が必要と認めるときは、理事長に対して審査申立てを行うものとする。

2 理事長は、部長等から審査申立てがあったときは、運営会議に付議するものとする。

3 理事長は、第1項による部長等からの審査申立てがなかった場合でも、処分の検討が必要と認めるときは、運営会議に付議できるものとする。

(懲戒処分書及び処分説明書の交付)

第5条 懲戒処分は、職員に懲戒処分書及び処分説明書を交付して行わなければならない。

(懲戒処分の効力)

第6条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書及び処分説明書を職員に交付したときに発生するものとする。

2 前項の文書の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることが出来ない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。

(申立て部長等への通知)

第7条 理事長は、懲戒処分を決定した場合は、被処分者が所属する部長等への処分説明書の写しを交付しなければならない。

2 第4条第3項による場合についても同様とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。